

入札監理小委員会の審議結果報告 港湾及び空港における発注者支援業務

国土交通省、内閣府の標記業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

国土交通省、内閣府の港湾及び空港における発注者支援業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）は、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、市場化テストは 6 回目。契約は、各地方整備局又は事務所単位で行い、単年又は 2 年間の契約期間。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

- 前回の民間競争入札実施業務（平成 26～27 年度業務）に対する総務省評価を踏まえた検討がなされているか。

①【総務省評価の内容】

平成 27 年度発注業務より、管理技術者及び担当技術者等の資格要件の緩和等を実施しており、この点について引き続き事業者への周知徹底を図る。

※ 1 全業務共通

管理技術者の類似業務実績について、設計又は施工に関する業務に加えて、監理技術者として従事した港湾・空港の工事を業務として認めることを追加。

※ 2 発注補助業務・技術審査補助業務

- ・ 担当技術者の資格について、「管理技術者に必要とされる同種・類似業務」と同様の実務経験として、主任技術者として従事した工事を認める（その他の業務分野は既に措置済み）。

- ・ 1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とした。

【対応】

毎年 12 月に、コンサルタント各社への説明会を開催し、周知している。

- ②総務省評価において、以下の点に触れているが、計画的に取り組もうとしているか。

（抜粋）総務省評価で求める検討事項等に加えて、更なる入札参加資格の要件緩和等を精査したうえで、引き続き民間競争入札を継続するか、検討するべき必要がある。

【対応】

アンケートの結果（入札参加要件のほか、入札緩和要件に対する意見・参入拡大に向けた意見（自由記載）（昨年度は、単に「自由記載」とした部分を変更した））から、管理技術者の業務実績要件が厳しいこと、また、管理技術者の地域精通度の評価が得られないとの意見が多いことから、入札参加企業の増加を図るため、以下の2点について、緩和。

○管理技術者に求める業務実績要件（全業務共通・資料8-2-1：9頁）

現行、類似業務で求めている要件を、評価ウェイトの高い同種業務の要件とともに、類似業務の要件について、現行の要件よりも広げた。

○管理技術者の地域精通度の評価（監督補助業務・品質監視補助及び施工状況確認補助業務・資料8-2-1：14頁）

第1順位の評価について、主に都道府県単位である事務所管内から主に広域のブロック単位である整備局管内へと広げた。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

業務実績及び配置予定管理技術者に関する要件において、港湾・空港の工事に限定しているが、それでは新規事業者の参入が見込まれないのではないかと。

【対応】

○ 海上や空港の制限区域内の工事という特殊性を踏まえた品質確保の観点及び安全性の観点から、港湾・空港工事に関する業務実績は必要と考えている。一方、新規参入拡大を期待し、今回のアンケート結果を踏まえ、管理技術者の要件及び地域精通度の評価を緩和した（上記2.②参照）。

○ 業務実績は、国発注業務の実績だけでなく、自治体等発注の業務も認めている（発注機関は問わない）。国及び自治体等発注業務では、港湾・空港の実績がなくても参入できる業務があるので、そこで港湾空港関係の業務を経験したうえで、本事業に参入して欲しい。

さらに、アンケート対象を、実際に港湾及び空港における発注者支援業務を実施したことのない事業者に広げるといった新規事業者の参入の促進に関する指摘もあり、さらなる競争性の改善に向けた検討を促した。

4. パブリックコメントの対応について

平成 28 年 10 月 24 日から 11 月 7 日まで実施されたパブリックコメントにおいて、1 者から 1 件の意見（業務実績に関する要件などについて、港湾・空港工事に限定せず、国土交通省の全工事を希望する）が寄せられたが、当該要件は必要として、特段の修正は行わなかった。

以上